

## 宮崎県警察足こん跡取扱いに関する訓令

平成27年 6 月25日

本部訓令第 9 号

この訓令は、足跡取扱規則（昭和54年国家公安委員会規則第 6 号）及び足跡取扱細則（昭和54年警察庁訓令第 9 号）に定めるもののほか、宮崎県警察における足こん跡の取扱いに関し、処理手続等に必要な事項を定めたもの

主な内容は

- 現場足こん跡の採取、証明力の確保
- 遺留足こん跡の保管
- 遺留足跡写真票の作成、送付
- 遺留足跡写真票保管、活用
- 被疑者足跡照会等
- 鑑定、対照
- 足紋原紙の作成、保管

等である。